

# 函館バス不当労働行為事件

最新 News

No.3

## 連合北海道 第36回定期大会 開催 会長「社会的な不条理を許さない」

連合北海道は10月31日に第36回定期大会を開催した。

本記事では定期大会の中で函館バス不当労働行為事件に関する発言をまとめる。

冒頭、連合北海道を代表して杉山会長が挨拶を行い、その挨拶の最後では私鉄総連函館バス支部に対して行われる不当労働行為事件について触れた。その中では会社が組合に対して行ってきた数々の不条理な対応は許されるものではなく、連帯の力でともに闘う決意を示して、挨拶を締めた。

### 【以下、会長挨拶 全文】

最後に、函館バス（株）による私鉄総連函館バス支部への不当労働行為事件であります。2020年11月に「組合休暇問題」から端を発し、函館バスの労使関係が急激に悪化し、函館バス支部組合員を狙い撃ちにした懲戒解雇、不当配転、暖房手当や賞与等の不払いが行われてきたことに加えて、団体交渉の拒否など違法行為が蔓延し悪質きわまりない状況が続いています。

また、函館バス（株）は、渡島・檜山管内の路線バス会社として、函館市を含む近隣町村45万人の生活の足を支えているばかりか、函館市から市営バス事業の移管を受けた経過から準公的企業にも位置づけられている企業であるにも関わらず極めて残念であります。



連合北海道 杉山会長

現在23件の訴訟提起、労働委員会への救済申立てなどを行い、既に12件において勝訴、勝利命令が出ている状況であります。

しかし、函館バス（株）は再審査の申立てや控訴、上告を行っていることから、闘いは続きますが、絶対に負けられない闘いであります。このように憲法や労働組合法を無視し、我々連合に加盟する組織への介入や弾圧などの「不条理」な対応は到底許されるものではありません。

我々連合は社会的な不条理を許しません。折しも今年は、連合評価委員会の最終報告から20年の節目を迎えました。我々連合北海道も2020年2月1日、結成30年の式典において「不条理に対して闘う姿勢を持ち、行動することを使命として取り組む」ことを確認してきたところであります。

したがって、函館バス支部に対する対応は許されるものではありません。本大会でも改めて、連帯の力で社会の不条理に立ち向かい、弱い立場にある人々とともに闘う決意を共有し、社会を変革し、危機を克服し、連合が目指す「働くことを軸とする安心社会の実現」につなげるためにも、連合の旗の下で構成組織、地域協議会の皆さんとしっかり心合わせ、力合わせを行い、すべての働く人、生活者にとって、連合や労働組合が「必ずそばにいる存在」となるべく、連合運動を目指していこうではありませんか。

質疑の中で私鉄総連の加藤代議員から発言があり、これまでの事件経過や直近の裁判結果などの説明があった。最後には「現在23件もの事件を争っているが、全ての事件において、会社は不服申してや、再審査を要求し続け、誠意ある解決の目処すら経っていない。」とした上で、「闘争が長引いているため、どうかこの不当極まりない事件にご理解いただき、解決に向けたご支援を賜りたい。」と訴えた。



私鉄総連 加藤代議員

それに対し連合北海道の永田組織対策局長は「今回の不当労働行為事件は、単に1産別の課題ではない。憲法や労働組合法を無視し、我々連合に結集する労働組合の存在を排除しようとする違法行為は断じて許すわけにはいかない。」とした上で「連合北海道は勝訴判決や勝利命令を獲得するにとどまらず、安心安全な地域公共交通を守るためにも、1日も早い『正常な労使関係回復する』ことが最終目標である」と最後まで闘い抜く決意を示した。



連合北海道 永田組織対策局長